

平成19年6月21日  
農 林 水 産 省

平成19年5月31日に混入を確認した米国産うるち精米の異物について

平成19年5月31日に米国産うるち精米に混入を確認した「カビ状の異物」(6月4日公表)について、分離・同定を行った結果、カビ毒を産生するカビは同定されず、アフラトキシンも検出されなかった。

このため、これまで政府が同一本船により輸入し保有している、7,481トンの米国産うるち精米についての移動の凍結を、本日付けをもって解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、5月31日に異物の混入を確認した原材料米穀1袋(30kg)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お 問 い 合 わ せ 先

総合食料局 食糧部 計画課 加工用米穀班

代表 03-3502-8111

内線 4205

直通 03-6744-2074

担当 飯島、大隅